令和７年４月１日

建設現場に設置する「快適トイレ」実施要領

１．目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

２．対象工事

大分県土木建築部が発注する工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（１）通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）

（２）主たる工種が屋外作業でない工事

３．快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める機能」及び「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。なお、女性が現場で働く場合は、男女別で各１台設置することを標準とする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

①洋式便器

②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

③匂い逆流防止機能

④容易に開かない施錠機能

⑤照明設備

⑥衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

⑦現場に男女がある場合に男女別の明確な表示

⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）

⑩鏡と手洗器

⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

⑫室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

（参考）快適トイレの標準仕様イメージ（国土交通省資料）

1. 快適トイレに求める機能

①洋式(洋風)便器
②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
⑬擬音装置(機能を含む)
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

<イメージ図>

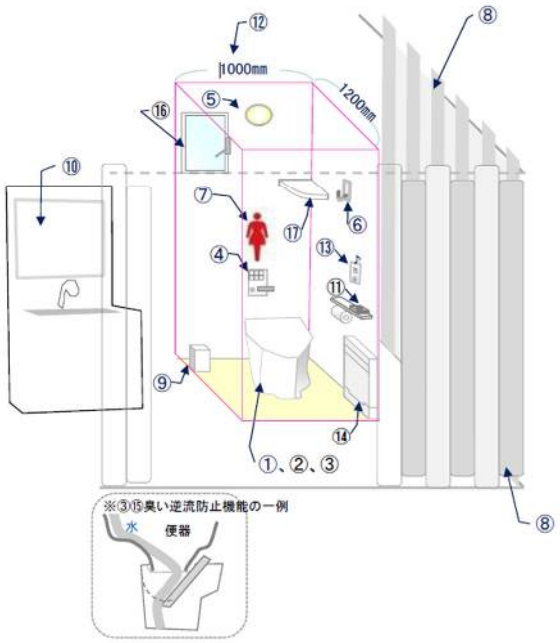

４．実施方法

【発注時】

（１）発注者は、「快適トイレ」設置対象工事であることを特記仕様書に明示する。
なお、快適トイレに要する費用について、当初は計上しない。

【実施工事の契約後から竣工まで】

（２）快適トイレ設置を希望する受注者は、工事着手前に、指示・承諾・協議書により監督員に快適トイレ設置を希望する旨の協議を行うこととする。快適トイレ設置を希望する旨の協議がない場合は、本要領は適用しない。

（３）受注者は、快適トイレを設置する前に、「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。

（４）監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本

要領の仕様を満たすことを確認する。

（５）受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに指示・承諾・協議書に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。

（６）監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

（７）受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積もりを監督員に提出するものとする。

なお、提出する見積もりは、運搬、設置、撤去費用や管理費用等を別項目とした快適トイレの賃料の内訳が確認できるものとすること。

（８）監督員は、提出された見積もりをもとに、「（１）快適トイレに求める機能①～⑥」及び「（２）付属品として備えるもの⑦～⑪」の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

５．積算方法

（１）快適トイレの費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で１基ずつ計２基/工事(施工箇所)※2まで計上できるものとする。（102,000 円/２基・月が上限）

※１:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円/基・月（従来品）を除した額

※２:「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ごとに男女別で１基ずつ計２基まで計上できるものとする。

（２）計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。

（３）計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし、月単位で少数第２位を切捨てし第１位までとする。

算定式　＝　設置日数　÷　３０（１月当り日数）

（４）ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、１ハウスで 102,000 円/基・月を上限に計上可能とする。

（５）２基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費（率分）を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。

（６）積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

（７）運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」

の対象としない。

＜具体的な計上方法例＞

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
→積算で計上する費用：51,000 円/基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
→積算で計上する費用：30,000 円/基・月

③実際に導入した快適トイレ費用
男女一体型ハウス 100,000 円/基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
→積算で計上する費用：90,000 円/基・月

④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 200,000 円/基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
→積算で計上する費用：102,000 円/基・月

６．配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般
女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き
女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

７．その他

（１）本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。

（２）疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附則（令和６年３月１８日）

令和６年４月１５日以降に起案する工事に適用する

ただし、適用日以前の工事についても受発注者協議により適用できるものとする

附則（令和７年４月１日）

令和７年４月１日以降に公告する工事に適用する

ただし、令和７年３月１日以降に入札書提出締切日が設定されているものについては、契約後に改定内容に基づき変更できるものとする